

9月の母子健康案内 お気軽にご相談下さい

事業名	対象	会場	開催日	時間	内容/その他	問い合わせ
もうすぐママ・パパのための ぶれびよクラス(母親学級) —3日間コース— (申し込み制) 申電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ	16~35週の妊婦とその夫	健康福祉会館	4日(金)	午後1時30分~4時	妊娠中の過ごし方、歯の衛生、栄養と食生活	保健予防課地域保健係 ☎725・5127 FAX725・5198
			11日(金)			
			26日(土)	午後1時~3時	もく浴実習、妊婦体験、新生児の保育体験	
離乳食・幼児食講習会 (申し込み制) 申電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ(町田市ホームページで申し込み可)	4~5か月児の保護者	健康福祉会館	初期 14日(月)、25日(金)	午前10時5分~11時45分	離乳食の話と試食(各日とも同一内容)	保健予防課保健栄養係 ☎722・7996 FAX722・3249
	8~9か月児の保護者		後期 7日、28日(月)			
	1歳6か月~2歳0か月児の親子		9日(水)	午前9時55分~11時45分	親子遊び、幼児食の話と試食	
乳幼児・母性相談 母子手帳をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。	2か月以上の未就学児とその保護者	健康福祉会館	7日、14日、28日(月)	受け付け=午前9時45分~11時30分、午後1時30分~3時	身長・体重測定、保育相談、栄養相談、歯科相談、母親のからだや気持ちの相談	保健予防課地域保健係 ☎725・5127 FAX725・5198
		小山市民センター	2日(水)			
		鶴川分館	3日(木)			
		子どもセンターばあん	11日(金)			
		忠生分館	16日(水)			
プレママクッキング (申し込み制) 申電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ(町田市ホームページで申し込み可)	16~35週の妊婦	健康福祉会館	30日(水)	午前10時~午後1時	調理実習、会食、妊娠中の食生活の話(食材費)	保健予防課保健栄養係 ☎722・7996 FAX722・3249

健康案内

健康づくり

「悩み」の解決の糸口を一緒に探すため、弁護士・保健師・精神保健福祉士・行政職員が無料で相談に応じる総合相談会を開催します。

総合相談会
「悩み」の解決の糸口を一緒に探すため、弁護士・保健師・精神保健福祉士・行政職員が無料で相談に応じる総合相談会を開催します。

※直接会場へおいで下さい。
※市内在住、在勤、在学の方
☎9月3日(水)午前11時~午後4時(受け付けは午後3時30分まで)
※混雑状況により、相談に応じることができない場合もあります。
場生涯学習センター学習室1
☎健康推進課☎724・4236
FAX☎050・3101・4923

そらまめの会
(多胎児の会)
母子健康手帳をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。
☎双子・三つ子を育てている方、出産予定の方やその家族
☎9月16日(水)午前10時15分~11時15分(受け付けは午前10時~10時15分)
場鶴川市民センター2階和室
1 保護者同士の交流、情報交換、手遊び等
☎保健予防課☎725・5198
FAX☎725・5198

臨時福祉給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得金額が一定以下の方への負担の影響を軽減するために、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。8月24日から対象と思われる方へ申請書を順次郵送しますので、お手元に届いたらお早めに申請をして下さい。

申請受付期間
8月24日~平成28年2月1日

☎福祉総務課臨時給付金係☎724・4431
FAX☎050・3101・0928



支給要件

○支給対象者
平成27年1月1日時点で町田市に住み票があり、平成27年度の市民税が課税されていない方
ただし、次の方は対象外です。
・市民税が課税されている方の扶養親族等
・生活保護等の受給者
※平成27年度の市民税は平成26年分(平成26年1月1日~12月31日)の所得から計算されます。

○支給額
対象者1人につき6000円(1回限り)

支給・不支給の具体的なイメージ

○全員支給される場合

```

    父(非課税) --- 母(非課税)
    |
    子(非課税)
    
```

世帯全員が非課税者の場合は、全員に支給されます。

○全員支給されない場合

```

    父(課税) --- 母(非課税)
    |
    子(非課税)
    
```

扶養者が課税者の場合は、全員支給されません。

--上表の凡例--
□=扶養している人 ○=扶養されている人

市民税が課税されない所得水準の目安

・給与収入のみの場合		・年金収入のみの場合	
区分(扶養親族等の数)※	年収の目安	区分(扶養親族等の数)※	年収の目安
単身(0人)	100万円以下	単身65歳未満(0人)	105万円以下
夫婦(1人)	156万円以下	単身65歳以上(0人)	155万円以下
夫婦・子1人(2人)	206万円未満	夫婦65歳未満(1人)	171万3334円以下
夫婦・子2人(3人)	256万円未満	夫婦65歳以上(1人)	211万円以下

※いずれも扶養親族等には控除対象配偶者も含まれます。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を!

町田市職員や厚生労働省職員などが、次のようなことをすることは絶対にありません。

- ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いする。
- 給付金の支給を受けるために、手数料などの振り込みを求める。
- 通帳やキャッシュカードをお預かりする。
- フリーダイヤルや携帯電話への電話連絡をお願いする。

ご自宅や職場に町田市職員や厚生労働省職員などを名乗る怪しい電話がかかってきた場合は、即答せずにいったん電話を切り、お近くの警察署(または警察相談専用電話(#9110))へご連絡下さい。

☎町田警察署☎722・0110、南大沢警察署☎042・653・0110

郵送でなく窓口での申請を希望する方へ~受付窓口のご案内

受付窓口設置期間・場所・時間

8月24日(月)~28日(金)⇒イベントスタジオ(市庁舎1階、午前9時~午後4時)
8月31日(月)~12月28日(月)⇒市庁舎7階会議室7-2(午前8時30分~午後5時)

※土・日曜日、祝休日を除きます。 ※各市民センター、各駅前連絡所等では受け付けていません。
※その場で支給は行いません。 ※混雑が予想されるため、郵送での申請にご協力下さい。

臨時福祉給付金に関するお問い合わせ
町田市役所臨時福祉給付金専用コールセンター ☎0570・020・092

10月31日(土)まで=午前8時30分~午後6時(土・日曜日、祝休日を含む)、11月2日(月)から=午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)

※ご利用には市役所までの通話料金がかかります。